

日経
NIKKI
CONSTRUCTION

CONSTRUCTION

8
2022

▶特集

インフラが 乗っ取られる

▶特集 維持補修2022

自治体メンテナンスの危機

▶ファーストニュース

震度5強なのに宅地被害が多発

止水矢板のない左岸端部が弱点に

感情的な契約拒否の議決は違法

▶江副 哲 弁護士・技術士(建設部門)

自治体の進める施策に反対していた町議の親族が経営する建設会社に対し、議会は工事契約を拒否できるのか——。青森県南部町で、落札した工事の契約を町議会に否決された建設会社が賠償を求めて町を提訴。一審で敗訴するも、二審で逆転勝訴した。

自治体が発注する一定額以上の工事の契約は、地方自治法などに基いて自治体が議会に提案し、可決を経て落札企業と締結する。議会が契約を可決するか否かに当たって、評価すべき事項の具体的な規定は法令にない。そのため、適正な手続きで工事を落札した建設会社が、思いがけず議会の否決に遭うことがある。

2018年に青森県南部町で新庁舎建設の関連工事を落札した地元建設会社の夏堀組が、議会の否決で受注を逃したうえ、再入札で指名から外された。同社が町に損害賠償を請求する訴訟を起こすと、一審と二審で対照的な判決が出た。

本稿ではこの訴訟を題材として、公共工事の契約手続きにおける議会と司法の役割について考える。

前社長の政見と無関係に工事落札

地方では地元の建設会社の経営者と議員との間に血縁関係があることは珍しくない。夏堀組でも15年9月に夏堀嘉一郎氏が叔父に社長職を

譲って南部町議に転身。町議会で町役場新庁舎の建設に反対の立場を取った(資料1)。

他方で夏堀組は18年8月、町が発注する新庁舎建設に伴う同町中央公



資料1 ■ 南部町役場福地支所の庁舎。3町村の合併で成立した同町では、新庁舎の必要性や建設地を巡って議会内で異論があった(写真:朝日新聞社)

民館などの解体工事を約6960万円で落札した。しかし翌月、工事契約の締結を町議会に否決された。

町はこの工事の再入札で町外の会社だけを指名し、夏堀組を含む町内の会社を指名から外した(資料2)。

そこで同社は翌19年、2度にわたり受注の機会を逃したことによる推定損害額を基に、約2810万円の賠償を町に請求する訴えを青森地裁八戸支部に起こした。町議会の工事契約否決が妥当だったか否かが主な争点となった。

21年3月の一審判決では、契約を

拒否した議決を肯定し、夏堀組の請求を全て退けた。これに対し、二審の仙台高裁は22年3月に下した判決で同社の主張を一部認め、約150万円の支払いを町に命じた。町は最高裁に上告し、22年8月1日時点で結果待ちの状況が続く。

ほぼ正反対の内容となった2判決の根拠はそれぞれ、どのような内容だったのか。

経済的・政治的判断を二審は排除

一審、二審とも、議会が工事契約の議決で評価すべき具体的な事項に

ついて見解を示した。

どちらも、単に入札の経緯など契約手続きの適法性のチェックだけでなく、より広範囲な裁量権を議会に認める点は共通する。工事と関わりのある自治体の施策や、契約の相手となる建設会社がそれぞれ妥当であるかどうかなどを考慮すべきだと認定している。

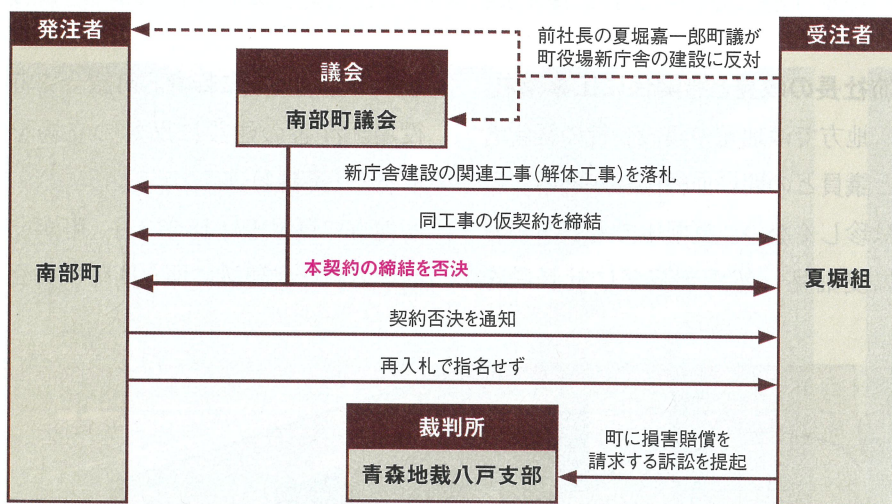
他方で、一審の青森地裁八戸支部が議決の定義に用いた「高度な経済的、政治的判断」という文言を、二審の仙台高裁は排除した。この見解の相違がそれぞれの判決に表れたとみられる。

工事契約の否決が、新庁舎建設の反対派議員と利害関係のある建設会社は新庁舎建設の関連工事を受注すべきではないという議会の政治的判断だったことは、議事録から明白だった。否決を唱えた議員は、そのような夏堀組への発注に対する「疑問や不安」を強調した。一審判決はこの政治的判断を是認した。

さすがに、夏堀組が前社長の政治的立場を理由に、工事の手抜きなどを行う恐れがあるとまでは認定しなかった。しかし、住民感覚ではそのような疑問や不安といった感情を抱くのも無理はなく、議会がそれを議決に反映させるのは正しいと判断した(資料3)。

一方、二審の仙台高裁は、合理的な理由がない議決は議会の裁量権の逸脱や乱用に当たると、まず歯止めを掛けた。そして、地方自治法が公

資料2 ■ 町議が前社長の建設会社に対する工事発注を議会が否決



西尾法律事務所と東京平河法律事務所の協力を得て、判決文を基に本誌が作成。資料3も同様

資料3 ■ 地裁と高裁が正反対の判断

	主な主張	判決の概要	
		一審(青森地裁八戸支部)	二審(仙台高裁)
夏堀組 (原告)	町議会の議決は地方自治法違反だから、議決に基づく契約拒否は不法行為だ	・町の主張を支持 ・町議会が政治的判断で工事契約を否決したのは違法ではない	・夏堀組の主張を支持 ・地方自治法が公共工事に求める公平性や透明性などに反する議決は違法
南部町 (被告)	町議会は町的意思決定に広範囲の裁量権を持つから、工事契約の否決は適法	・住民の疑問や不安を議決に反映させるのは正しい	・夏堀町議と夏堀組に対する感情は、工事契約否決の合理的理由にはならない

共工事に求める公平性や透明性に反する議決は違法との判断を示した。

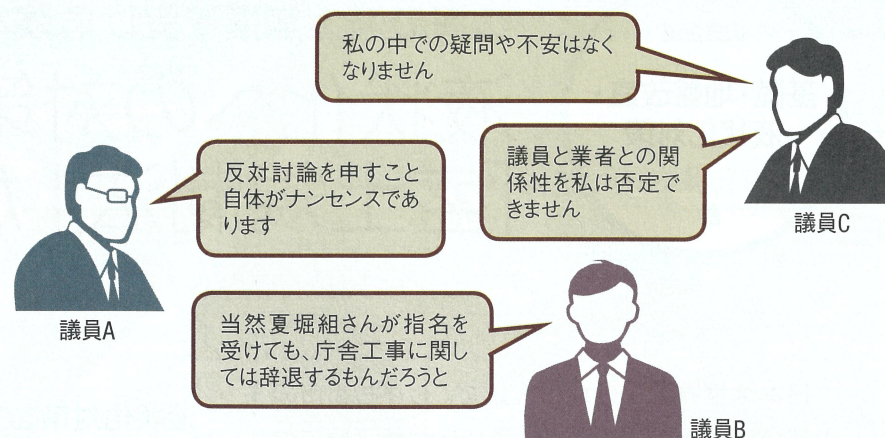
そのうえで、前社長の政治的立場を理由とした夏堀組へのネガティブな感情が表れた議会の決定は合理的理由がなく、不法行為に当たると厳しく批判した。

再入札における別の会社の落札金額は約6930万円で、夏堀組による1回目の落札金額よりも若干安かった。町は工事費の減額を、夏堀組との契約に対する町議会の否決の正当性として指摘した。しかし、高裁は、否決の際に町議会の審議で工費削減を求める意見が出なかったことなどを理由に、この指摘を退けた。

高裁は、夏堀組の主張に分があると判断する半面、町が支払うべき賠償額は、同社の請求を大幅に下回る金額しか認めなかった。その理由の1つとして、受注するはずだった解体工事のために用意した人的・物的資源は他の工事に振り向けることができたので、同社が主張した損失は過大だと指摘。工事の利益率についても町が提示した低い方の数値を採用した。

また、再入札で指名されなかった点については、二審では予備的請求

資料4 ■ 南部町議会では判決の前も後も、工事契約を巡り、感情的な発言が…



南部町議会の議事録を基に本誌が作成

だったため妥当かどうかの判断を示さず、夏堀組の損害を認めなかった。

工事契約を否決したことに司法から「感情的で違法」との判断を突き付けられた町議会。上告案を可決した際の審議でも、「夏堀組は入札で指名を受けても辞退すべきだった」などと、依然として前社長の政治的立場にとらわれた発言があった(資料4)。

ポピュリズムの議決を司法が正す

二審判決は本稿執筆の時点で確定していないが、筆者としては、一審よりもはるかに妥当な判断だと評価する。

議会制民主主義を政治の基本とす

る日本で、民意に基づいて構成される議会が公共工事の契約に対して裁量権を持つこと自体は正しい。

ただ、ここで言う民意とは、工事費が自治体の財政規模の割に過大でないかどうかの確認や適法性のチェックといった理性的なものに限られるべきだ。例えば「新庁舎建設に反対だった議員と関係の深い建設会社が新庁舎関連の工事を受注するのはけしからん」といった感情的な意見までも反映させれば、ポピュリズムに陥る危険がある。

仙台高裁は、この方向に傾いた町議会の判断を是正し、法治国家の番人である司法の役割を果たしたといえる。

今回のポイント

- ▶ 青森県南部町と地元建設会社との工事契約締結を、町議会は政治的理由で否決。仙台高裁は、感情的な反発に基づく議決は違法と判断した
- ▶ 地方議会は自治体発注の工事契約の可否に対し裁量権を持つが、その行使は合理的な理由に基づかなければならない

江副 哲 (えぞえ さとる)



One Asia大阪オフィス代表パートナー。1972年生まれ。97年京都大学大学院工学研究科土木工学専攻修了。鴻池組勤務などを経て、2011年に弁護士登録。20年から現職

(写真:江副 哲)

